

横瀬町告示第47号

横瀬町制限付き一般競争入札公告

建設工事の制限付き一般競争入札(ダイレクト入札)を下記のとおり行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び横瀬町契約規則(平成13年規則第8号)第23条の規定に基づき公告する。

令和8年7月28日

横瀬町長 富田 能成

記

1 入札対象案件

- (1) 工 事 名 横瀬町水質管理センター非常用自家発電設備設置工事
- (2) 工事場所 秩父郡横瀬町大字横瀬6190番地内
- (3) 工 期 本契約の日から令和9年3月31日まで
- (4) 工事概要 自家発電設備設置工事1式(電気)、既設計装盤改造1式(電気)
基礎工1式(土木)、場内整備1式(土木)

2 入札参加形態

単体企業とする。

3 入札参加資格

入札参加資格を有する者は、次のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 公告日において次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
 - ④ 公告の日から入札の日までの期間に、横瀬町の締結する契約に係る指名停止等の措置要綱(平成18年告示第62号)に基づく指名停止又は横瀬町の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成20年告示第26号)に基づく指名除外の措置を受けている者
- (2) 公告日において令和7・8年度横瀬町建設工事請負等競争入札参加資格者名簿に電気工事業で登録されている者であること。
- (3) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による電気工事業に係る建設業の許可を受けている者であること。ただし、下請代金の総額が5,000万円以上となる場合は、電気工事に係る特定建設業の許可を有し、監理技術者を専任で配置できる者であること。
- (4) 横瀬町に納税義務がある場合、町税を滞納していない者であること。
- (5) 審査基準日が公告日の直近のものである経営事項審査結果(以下「経審結果」という。)

に係る電気工事業の総合評定値が900点以上であり、かつ公告日において有効な経営事項審査を受けていること。ただし、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町のいずれかに存する当町と契約締結権限を有する本店、支店又は営業所の場合にあっては、同評定値は600点以上とする。

- (6) 過去において国又は地方公共団体と本件入札対象工事と同種の工事の請負契約を締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した者であること。
- (7) 本工事の受注に際し、専任の主任技術者又は監理技術者を配置すること。なお、配置予定の技術者は、その者が在籍する業者と公告日3月以前から恒常的に雇用関係にあること。
- (8) 本工事に係る設計業務委託の以下受託者と資本、人事面等において関連を有していない者であること。

商号又は名称 株式会社N J S 関東事務所

所 在 地 埼玉県さいたま市浦和区常盤4丁目1番1号
浦和システムビルディング4F

4 入札及び開札の日時

- (1) 入札書提出期間

令和8年8月27日(木) 午前9時から

令和8年8月28日(金) 午後1時まで

- (2) 開札予定日時

令和8年8月28日(金) 午後1時10分

※入札の日時等を変更する場合は、電子入札システム上で案内する。

5 入札方法等

- (1) 入札は、電子入札(埼玉県電子入札共同システム)により行う。
- (2) 入札に参加を希望する者は、令和8年8月25日(火)午後5時までに電子入札システムにより、競争参加資格確認申請書を提出すること。
- (3) 最低制限価格を設定する。
- (4) 入札金額は、入札者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税を除いた金額とする。
- (5) 入札金額は、錯誤のないよう特に注意すること。明らかに錯誤と思われる金額による入札があった場合は、確認のうえ、錯誤であった場合は無効とする。
- (6) 入札者は、本町が入札書を受領した後は異議の申し立てはできないものとする。
- (7) 入札者が談合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に行うことができないと認められるときは、入札を中止又は延期する場合がある。

6 入札価格の積算内訳書の提出

- (1) 入札時に、入札金額に対応した積算内訳書を提出するものとする。
- (2) 積算内訳書は、当町が指定するファイル形式の電子データファイルの添付により提出するものとする。

7 設計図書

- (1) 仕様書・図面等の設計図書は、入札情報公開システムへの電子データの添付により提示する。
- (2) 設計図書に関する質問は、令和8年8月25日（火）正午まで電子入札システムにて受け付けるものとする（電話及び窓口等での口頭による問い合わせには一切お答えできません）。

8 開札

開札は、開札予定日時以後速やかに電子入札システムによる一括開札処理で行う。

9 入札の無効・失格

- (1) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ① 入札に参加する資格のない者がした入札
 - ② 入札の際に提出を求めた書類を提出しない者がした入札
 - ③ 入札保証金の納付を要する入札において、これを納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
 - ④ 同一入札について入札者が2以上の入札をしたときは、その全部の入札
 - ⑤ 入札価格の積算内訳書の内容に不備がある場合（入札者名の誤記、案件名の誤記、入札金額と内訳書の総額の著しい相違等）
 - ⑥ 入札に際して談合等による不正行為があった入札
 - ⑦ その他入札の条件に違反した入札
- (2) 最低制限価格未満の金額による入札は、失格とする。

10 落札者の決定

- (1) 入札の結果、予定価格の制限の範囲内でかつ、最低制限価格を下らない最低の価格をもって入札したものを落札候補者とする。
- (2) 落札となるべき価格の入札をした者が2者以上あったときは、電子入札システムにより電子くじを行って落札候補者を決定する。
- (3) 1回の入札において落札候補者が決定しない場合は再度入札を行う。この場合、1回目の入札において入札が無効又は失格となった者は、再度入札に参加することができない。なお、再度入札の回数は1回とする。
- (4) 落札候補者について、入札参加資格に関する審査を行い、審査の結果、落札候補者に入札参加資格があると認めたときは、当該落札候補者を落札者と決定し、入札参加資格がないと認めたときは、当該落札候補者の入札は無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、2番目に安価な入札を行った者を新たな落札候補者とし、資格審査を行う。以下、落札者が決定するまで、これを繰り返すものとする。
- (5) 落札（候補）者から落札辞退の申し出があったときは、次位の者を落札（候補）者とすることができる。

11 入札参加資格の審査及びその結果の通知

- (1) 落札候補者に対し、横瀬町一般競争入札落札候補者通知書によりその旨を通知する。
- (2) 落札候補者は、落札候補者通知書に記載された提出期限までに次に掲げる書類を提

出し、入札参加資格に関する審査を受けるものとする。

① 横瀬町一般競争入札参加資格確認申請書(落札候補者に様式送付)

② 横瀬町一般競争入札参加資格確認資料(落札候補者に様式送付)

③ その他審査に必要と認める書類

(3) 提出された書類は、返却しないものとし、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。なお、提出期限までに申請書等を提出しない落札候補者は、入札参加資格がないものとみなす。

(4) 資格審査の結果は、横瀬町一般競争入札参加資格審査結果通知書により速やかに当該申請者に通知する。

12 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明等

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、審査結果通知書に記載された期日までに、書面によりその理由についての説明を求めることができる。

(2) 理由の説明を求められたときは、速やかに書面により回答する。

(3) 上記(2)の回答があった以後は、当該入札参加資格がないと認めたことについての理由の再説明及び再審査を求めることはできない。

13 入札保証金、契約保証金、前金払、中間前金払及び部分払

(1) 入札保証金 免除とする。

(2) 契約保証金 契約金額の10分の1に相当する額とする。ただし、契約保証金に見合う履行保証保険に加入する場合は、当該契約保証金の納付を免除する。

(3) 前 金 払 契約金額が500万円を超える場合、契約額(債務負担行為に係る契約においては、各会計年度の支払限度額)の40%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。ただし、上限については契約時に別途定める。

(4) 中間前金払 公共工事における中間前金払制度の取扱いについて(令和3年7月1日施行)により、中間前金払を選択した場合に限る。その額は契約金額の20%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。

(5) 部 分 払 部分払いを選択した場合に限り、横瀬町契約規則第7条に基づき支払うこととする。

14 契約の時期

横瀬町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第9号)第2条の規定に基づく町議会の議決に付さなければならない契約である場合は、工事請負仮契約を締結し、町議会における可決後にこれを本契約とする。

15 その他

(1) 談合情報があった場合、事情聴取、誓約書の徴収並びに公正取引委員会への通報を行うことができる。

(2) 契約締結後に入札談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約を解除することができる。

(3) 入札及び契約については、横瀬町電子入札運用基準、横瀬町契約規則、その他関係法令等に基づいて行う。

16 問い合わせ先

横瀬町まち経営課 TEL:0494-25-0112 FAX:0494-23-9349
E-mail:machihei@town.yokoze.saitama.jp